

## 会 議 の 概 要

1 会 議 名	平成28年度第3回宝塚市公民館運営審議会
2 開 催 日 時	平成28年11月14日(月) 14時00分～16時00分
3 開 催 場 所	宝塚市立東公民館 会議室
4 出 席 委 員 [■出席 □欠席]	■阿部委員    ■山下委員    □池田委員    ■貝澤委員 ■阪本委員    ■米田委員    ■本多委員    ■遠藤委員 ■水島委員
5 公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可
6 議題及び結果の概要	◆議事 (協議) 宝塚市における公民館への指定管理者制度導入の 検討状況について  (報告) (仮称) 宝塚市立中央公民館整備の進捗状況につい て  ◆次回会議 平成29年1月開催予定

## 平成 28 年度第 3 回公民館運営審議会会議録

と き 平成 28 年 11 月 14 日（月）14：00～16：00  
ところ 宝塚市立東公民館 会議室  
出席者 阿部委員、山下委員、貝澤委員、阪本委員、米田委員、本多委員、遠藤委員  
水島委員以上 8 名出席。  
（池田委員は欠席）  
（事務局）東公民館：大西館長、土山  
西公民館：高野館長

### 1 阿部会長あいさつ

### 2 議 事

協議 宝塚市における公民館への指定管理者制度導入の検討状況について  
その前に前回会議の会議録でございますが、会議内容については既にホームページにアップしておりますので、併せて報告させていただきます。

前回の公民館運営審議会でご報告させていただきましたように、社会教育委員の会議という教育委員会の付属機関で、公民館の指定管理者導入について今後、一年程度かけて話し合うということは前回ご報告したとおりです。会長の方からは、この指定管理者制度導入については注意をもって見守りたいというお話がございました。これにつきましては、私どもの方が社会教育委員の会議でどのような議論が行われているのか、どういう話がでているかについては逐一ご報告させていただきますとご答弁をいたしました。本日は内容をご報告するとともに、方向性についてご意見をいただければと思います。

社会教育委員の会議の内容についてご説明させていただきます。市の方から近隣市における公民館への指定管理者制度導入について、表にありますように門真市とか大阪狭山市等々をまとめております。指定管理者制度導入のメリットについては、講座内容の充実やコスト削減や市民サービスの向上等がございました。柔軟な運用により利便性の向上を図られているとことがある一方で、課題につきましては、直営に比べ市職員のスキルが低下している。市民ニーズの把握が困難になってきている。市職員と市民の関係が希薄化し一部の事業では支障をきたしているところがある等があげられています。この調査だけでは分かりにくい点があるということで、視察をして実態を確かめていきたいと市の方からはご説明をいたしました。委員各位からは色々ご意見を頂戴しております。

現在指定管理をいれている所だけではなく、検討したけど見送った市であると

か、デメリットが大きい市とかのヒアリングもしたいというようなご意見を頂戴しました。宝塚市の基本的な方針としては指定管理者制度導入の方向に向かっていくのかという意見がありまして、それに対して指定管理者制度導入への方向性を持っていること。社会教育部が所管している施設の中で、公民館以外で残っているのは図書館である。ただし図書館については今のところ指定管理者制度導入の方向性はでておりませんとのご説明をさせていただいております。ほかの市町をみると、公民館より先に図書館に指定管理者制度を導入している所が多いのに宝塚市はなぜこの順番にしていくのかということについて、事務局の説明は、図書館と公民館の職員の平均年齢を比較した場合、図書館の平均年齢の方が若い、公民館については職員配置が再任用職員中心であり、社会教育に関わったことがある若い職員がいない中で、今後も各講座を担っていけるのかという点で厳しい状況にあるとこのことの説明をしますと、委員の方からは若い職員が配置できる人員体制になっていないのかという質問がございまして、これについては職員の定員適正化計画を長く続けており、職員数を削減していた時期があったため十分な職員配置ができないのが現状である。近年は採用数を増やしているがなかなか退職者数に追いついていないという状況であることをご答弁を申し上げます。

委員の方から指定管理者を民間かNPO法人にするかということの違いはでてくるのかというご質問に対しては、例えば播磨町の指定管理はNPO法人になっていると。地域に密着した団体をNPO法人として組織されていったのではないかと考えられる。民間ではビル管理会社やイベント関係の会社に分かれている。寝屋川市の場合は、以前にNPO法人が請け負っており、平成27年からは現在の株式会社となっている。公民館では使用料が安く利益をだすことが難しいので、民間よりも公益性のあるNPO法人の方が、自分たちが活動しやすい状況を作るために、館主導でつくったNPO法人や独自で作ったNPO法人の中で活動していると考えていますというお話がございました。

市としても指定管理者制度導入後の行政の管理方法が課題としてあることを認識している。例えば、公民館全てを指定管理にするのではなく、一部は指定管理で残りは直営とする考え方を含め、例えば建物管理は指定管理にし、事業の運営については市の職員にするなど色々なパターンがあるので、視察の際に確認したいとご答弁しております。

市民カレッジを始めとする講座の運営については、ベテランの職員が個人的なつながりで進めていることもあり、その職員が退職した場合、講座の講師も離れてしまう可能性がある。また、ベテラン職員再任用も終わり現在アルバイト雇用のため、いつまで続けることができるのか分からないことについてもご答弁申し上げます。

結果として会議の中で色々と議論がなされた結果、近隣市での先進地視察とい

うことで計画されておられまして、寝屋川市と大阪狭山市の方に一日かけ社会教育委員の方で視察を行うということで聞いてございます。11月28日(月)にこの二市に視察にいかうと考えていますので、次回以降の公民館運営審議会で報告させていただきたいと考えています。事務局からは以上です。

- いま宝塚市における公民館への指定管理者導入の検討状況についてという議題について、ここに挙げている経緯、状況等について事務局からご説明をいただきました。社会教育委員の会議において公民館を含めた社会教育施設への指定管理者導入について再度協議されているようですので、そのことについて事務局から状況を報告されたということがわかりましたので、ご了解をいただけますでしょうか。改めて宝塚市における公民館への指定管理者導入について諮問されていることではないということをご了解いただきたいと思います。社会教育の施設は、公民館や図書館、あとはスポーツ施設ですか

→ 学校教育以外の施設になりますので、自然の家とかも入ります。

- 教育委員会の所管で学校教育を除く施設ですね。そういう施設に指定管理者制度導入はどうかという国からの流れもあるので、再度ここでご説明をいただいた訳です。

→ 指定管理者制度の導入について大きなメリットは二つあって、1つは民間の持っている色々なアイデアや柔軟な対応等の様々なノウハウを活かすことと、1つは費用の抑制の二つの面がある。市民サービスが向上するうえに安くできるということで色々な施設に指定管理者制度を導入しています。例えばスポーツセンターがそうです。公民館に関しては再任用職員がほとんどなので、経済的にはほとんど変わらない可能性があります。

- ある程度の仕事をするには経費がかかることだと思うので、安いだけで決めるのはどうなのかなと思います。

→ 公民館に関しては費用面というより民間の持っている色々なアイデアに期待して指定管理者制度という話がでたのかなと、もちろん国がそのような取り組みをした所には交付税等の面で配慮してくれるという話もあります。そういった中で民間の活力を活かして少子化のなか活性化するということがあります。国の大きな流れの中に今回の話がでてきたということです。

■ 資料は見させてもらいましたが、これらの市を選んだ選定の基準は何ですか？

→ これは社会教育委員の会議の資料を付けております。事務局である社会教育課に確認しましたらインターネットでキーワードを入れて調べて、自分たちは視察に行ける範囲の中の市町村から選んできたという内容です。それともう一つの視点では、わかる範囲で宝塚のように三館体制のような形、市によっては中央館1館とあとは分館方式の形もあるので、そのような視点から選んだとのこと。

■ 四年前になると思うのですが、公民館運営審議会では宝塚の公民館については指定管理者制度導入については好ましくないという意見具申をしました。特に答申を頂いた訳ではないのですが、そういう意見を述べたという経過がございます。それだけは忘れずにご了解ください。だからメンバーが変わったからもう一回考え直せということであれば、再度検討もいいでしょうし、変える必要がないという考えの方もいるでしょうし、そういう経過をたどっているものです。

→ 今の経過を補足しますと、当時宝塚は、現在もなんですが、非常に財政状況が厳しいので、行財政改革推進委員会という委員会を学識者の方にお願ひしまして、宝塚の事業見直しの中で提言がありまして、市民サービス向上のご意見の中に、公民館に指定管理者制度導入のご意見が一次で出たのを受けて、公民館運営審議会としては危機感をいだかれて、少し違うのではないかと、単に経済的な話でとか、公民館というのはやはり指定管理には馴染まないよと市の動きを睨みながら意見具申という形を取られた経過がございます。そういうことがあったのですが、市としては中長期的な話として導入ではなく検討するということを決めて、この大きな流れを受けて、社会教育委員の会議でも検討をしていると、検討してメリット・デメリットをあげていこうとのが今の段階です。

■ 社会教育委員の会議を今後とも見守りながら報告も受け、注意もしながら進めていこうと思います。いますぐに指定管理者制度導入しなさいと答申を出すものではないとご理解ください。指定管理者制度についてこれぐらいでよろしいでしょうか。それでは次の（仮称）宝塚市立中央公民館整備の進捗状況についての報告にうつりたいと思います。

報告 宝塚市立中央公民館整備の進捗状況についてご説明いたします。

第一期の工事現場である勤労市民センターの駐車場を本日閉鎖すると聞いていますので、掘削等の本格的な工事は明日からになると思います。4月から9月末までの勤労市民センター及び末広駐車場の管理ですが、新たな指定期間は6カ月で

あることから、現在と同じ特定非営利活動法人宝塚NPOセンターを指名しております。10月以降は勤労市民センター廃止に伴い末広駐車場単独で指定管理者を選定することになります。

公民館独自の駐車場がありませんので、予定としては市役所と同じ料金体制となります。この規模の案件の場合は、本来はパブリックコメントを実施するのですがスケジュールが厳しい関係で実施できませんでした。今回は（仮称）宝塚市立中央公民館開館に向けた意見募集についてということで、宝塚市教育委員会社会教育課が事務局で実施しています。募集期間は11月1日から11月30日です。

今まで121台駐車出来ていたのが61台に約半分に減少しますので、ご迷惑をおかけしますがよろしくお願いたしますとホームページにアップさせてもらっているのが一点と、市の中でも駐車場を資産の有効活用ということで指定管理者を導入している所があります。現在は勤労市民センターと駐車場を一緒に指定管理を受けて宝塚NPOセンターが管理しています。駐車場部分の収益があるので、勤労市民センターの指定管理料は安価に受けていただいています。来年の10月には勤労市民センターを壊して、公民館の第二期工事が始まります。そうすると61台の駐車場は誰が管理するのかという問題が起こってきます。勤労市民センターがなくなるので、もう勤労市民センターは管理しません。

考え方は二つあって、横に末広体育館があるのだからここの指定管理者であるスポーツ公社がすればという話と、将来すぐ横に公民館ができるのだからそこに将来付属するように考えた方がよいという二つの意見があって、社会教育課に確認すると公民館に付属する方向でいくということです。もし将来的に公民館に指定管理者制度を導入したら、この駐車場がプラスされるので指定管理料が安く済むと考えているようです。ただ新しい中央公民館ができるまで、どこも管理する所がないという訳にはいきませんので、来年10月からは社会教育課が原課となって指定管理とするとのことです。

■ すべてがオープンになるまで二年ぐらいあるのですが、その間の混乱は予測されませんか。

→ 順番にご説明いたしますと、本日から駐車場が使えないので現在は駐車場が半分になっている状態です。来年の10月から勤労市民センターを壊します。12月頃に新しい公民館の一期分ができて、それから一年二カ月たったころに全体ができあがるというスケジュールになっています。ここも社会教育委員の会議で議論されると思いますが、一期の段階で指定管理は無理という理解をしています。イメージとしては全部が完成した暁に駐車場も整備された段階で、指定

管理をいれるかどうかのタイミングを計るということになりますので、市が考えていますのは、全てが完成するまでは市が直で管理して、警備とか清掃とかは市が委託として出していくと。駐車場は駐車場部分だけの指定管理という形でいれて、この売り上げは市の方に直でいれていただくというイメージで今の所は考えていますので、特段のトラブルや心配事はないと考えています。

■ 意見募集というのは社会教育がやられるのですか

→ 新しい公民館の担当課はあくまでも社会教育課になりますので、社会教育課で意見募集をしています。

■ 出された意見というのはオープンにされるのですか。

→ 基本的にはパブリックコメントに代わるものですので、意見とそれに対する市の回答はオープンにされます。

■ 他になければこれでおわりたいと思います。今日のような議題で次回以降も続くとご理解いただきたい。次回の日程について事務局からお願いします。

→ 次回1月の日程を決めさせていただきたいのですが、今までは原則第三木曜になっていたみたいですので、1月19日（木）はどうでしょうか？  
では1月19日の木曜日の2時で、会場は同じ東公民館会議室でお願いします。

■ その日程でお願いします。原則第三木曜日というのが支障なければ今後も継続させてもいいかなと思います。次回の日程が決まり、今日の議案も終わりましたので、これで終わりたいと思います。ご協力ありがとうございました。